

国歌斉唱と起立

4月22日に、浦河町と道を相手に処分の取り消しと30万円の慰謝料請求を求めている裁判の第1回口頭弁論が開かれました。この裁判の原因となった事案は、日高管内浦河町の教員が、昨年行われた卒業式と入学式の際、国歌斉唱時に起立しなかったことを理由に訓告処分を受け、これを不当として申し立てを行ったというものです。

また、北海道教育委員会によると、公立小中学校などで今春行われた卒業式において、国歌斉唱時に教職員が起立しなかった学校が96校、同じく入学式では68校あったことが明らかとなっています。

本年1月28日に行われた東京高裁判決でも明確に示されているように、国歌斉唱の際に起立するというのは「通常的行為」であるにもかかわらず、北海道の教育現場で依然としてこの問題を引きずっていることは、大変不幸なことだと思います。

先程の浦河町の教員は、口頭弁論の中で「起立強制は憲法に反する。色々な考え方があることを子どもたちに示したかった。」と述べたそうですが、彼の行動は子どもたちの目にどのように写ったでしょうか。

卒業式や入学式という厳粛な行事の場での彼の行動は、国旗や国歌に敬意を表しなくても良いということ子どもたちに見せつけたということに止まりません。

国旗や国歌について様々な議論、考え方があることを承知の上で、私が問題だと思えるのは、学校として決めたことでも「自分がしたくないことはしなくて良い」ということを、教師が自ら身を以て示したということなのです。こうしたことが許されるのであれば、今後、子どもたちが、「学校や社会の決まり事でも、自分が気に入らないことは守らなくて良い」と考えたとしても、批判することはできないではありませんか。

色々な議論があっても、最終的に決めたことは守るというのが民主的ルールというものであり、そうした態度を子どもたちに身に付けさせるのも教師の大事な責務です。

多分、件の教員の学校でも卒業式や入学式の持ち方について打合せが行われたのでしょ。その上で校長先生が学校としての方針を決められたのですから、教員は従わなければなりません。

まして、日の丸や君が代は、国旗国歌法という法律によって国旗や国歌と定められているものです。教員の皆さんは、その事を十分踏まえると共に、学習指導要領に基づき「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」ために必要な指導をしっかりと行っていただきたい。このことを、改めて申し上げたいと思います。 （塾頭 吉田 洋一）